

佐賀県上峰町 移住支援金

2人以上の世帯は 1 0 0 万円
単身者は 6 0 万円
交付します！



東京圏から上峰町へ移住し
就職または起業した方
もしくは上峰町に関係がある方

お問い合わせ

上峰町役場

政策課

TEL:0952-52-2182

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 3 8 3 番地 1

対象者要件について

<以下の要件1・2の全てを満たし、3のいずれかの要件を満たす方>

1 移住元に関する要件

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上「東京23区内に在住」又は「東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤」をしていたこと。
 - ②住民票を移す直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住」又は「東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと。
- ※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に移住しつつ、東京23区内等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤していた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間となります。

2 移住先に関する要件

- ①令和4年4月1日以降に上峰町に転入したこと。
- ②申請時において転入後1年以内であること。
- ③申請日から5年以上、上峰町に継続して居住する意思があること。

3 仕事及び関係人口に関する要件

就業に関する要件（どちらかに該当）

- （一般）就業先が、佐賀県が支援の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
など
- （専門人材）内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業すること。 など

テレワークに関する要件（全てに該当）

- ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行うこと。
- ②地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

起業に関する要件

佐賀県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、かつ起業支援金の交付決定から1年以内であること。

関係人口に関する要件（いずれかに該当）

- ①3親等以内の親族が移住者の申請時点において、上峰町に1年以上居住していること。
- ②過去に5年以上、上峰町に居住していること。
- ③上峰町内において新規就労を行い、就業の要件として次の（ア）～（ウ）の要件を全て満たしていること。
 - （ア）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3カ月以上在職していること。
 - （イ）3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - （ウ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ④上峰町内で起業し、申請時に開業届を提出していること
- ⑤過去5年以内に上峰町へのふるさと応援寄附を複数年度にわたり2回以上行っていること。
- ⑥上峰町内において新規に就農を行い、次に掲げるいずれかに該当すること。
 - （ア）上峰町内に50アール以上の農地の所有権又は利用権を有していること。
 - （イ）上峰町内に50アール以上の農地の所有権又は利用権を有することが確実に見込まれること。

4 移住金交付までの流れ（例）

